

第 1 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録

(平成15年9月30日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第1回 函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成15年9月30日(火曜日) 13:30~14:43

2. ところ ホテル函館ロイヤル

3. 出席者

(1) 会長 井上博司

(2) 副会長 吉澤慶昭 工藤篤 船木英秀 飯田満

(3) 出席委員

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(楸法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人
長野章
河合裕秋

渡部正一郎
金山正智

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会事務局

事務局長 近 江 茂 樹

事務局次長 梅 田 誠 治

会議に付した事件

(報告事項)

- 報告第 1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会規約について
- 報告第 2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会事務局規程について
- 報告第 3号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会財務規程について
- 報告第 4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程について
- 報告第 5号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
任意合併協議会の協議内容について

(協議事項)

- 議案第 1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会協議項目について
- 議案第 3号 平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華
村・南茅部町合併協議会スケジュールについて
- 議案第 4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町
合併協議会予算について
- 議案第 5号 5市町村建設計画基本方針について

午後1時30分 開 会

川越課長 本日は、皆様ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまより、第1回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を開催させていただきます。

私、当協議会事務局の総務課長の川越と申します。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日この後ご協議いただきます協議事項の議案第1号 合併協議会会議運営規程を議決していただくまでの間、一般の方及び報道関係の方の傍聴につきまして、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、本協議会の会長よりごあいさつをいただきたいと存じますが、会長につきましては5市町村の首長会議により、函館市長が選任されてございます。また、副会長につきましては、4町村の町村長ということで協議がなされてございますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、井上会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 皆様、大変ご苦労さまでございます。

会長を仰せつかっております函館市長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

5市町村の合併の検討につきましては、当初、事務レベルでの取り組みから始まり、さらには任意の合併協議会を設置しての協議、またそれと並行して、それぞれの議会でのご意見などもいただきながら、本日ここに法定の合併協議会のスタートを迎えることになりました。私自身、副会長ともども責任の重さを改めて感じているところでございます。

また、本日協議会の委員としてご就任をいただきました各界各層を代表される皆様方におかれましては、この協議会が5市町村の将来のまちづくりにかかわる重要な協議の場でございますことから、互いに率直な意見を出し合い、議論を深めていただきたいと存じます。

さて、今さらながら申し上げるまでもございませんが、今日の地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれており、厳しい環境からの出口というものがなかなか見えない状況でございますが、合併の検討、協議は地域の将来の発展を考えたときに、やはり避けては通れない課題であると存ずる次第でございます。

本日より、5市町村の将来を見据え、住民福祉の向上、地域の振興・発展といったことを念頭に置き、皆様とともに協議を行ってまいりてでございますが、その協議の内容、結果というものを住民に十分納得いただけるものになりたいと考えておりますので、この協議会の協議経過につきましては、逐次5市町村の住民に情報の提供を行うとともに、また情報の共有をしていただけるよう、十分な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうぞ、委員の皆様方におかれましては、この協議会における協議を通じまして、5市町村が一体となった将来像を描いていただき、当地域がこれから発展し続けるために、最善の選択をしていただきますことをお願いを申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

川越課長 会長どうもありがとうございました。

続きまして、副会長でいらっしゃいます4町村の町村長をご紹介申し上げます。
まず、戸井町の吉澤町長でございます。
続きまして、恵山町の工藤町長でございます。
次に、椴法華村の船木村長でございます。
続きまして、南茅部町の飯田町長でございます。
続きまして、委員の皆様をご紹介申し上げたいと存じます。着席順にご紹介申し上げます。
まず、函館市の西尾助役です。
続きまして、函館市議会の福島議長でございます。
続きまして、函館市議会の岩谷議員です。
続きまして、函館市議会の小野沢議員です。
続きまして、函館市町会連合会の佐藤会長です。
続きまして、函館市社会福祉協議会の山鼻会長です。
次に、戸井町の伊藤助役でございます。
続きまして、戸井町議会の吉田議長です。
戸井町議会の境議員でございます。
続きまして、戸井町漁業協同組合の吉田代表理事組合長でございます。
続きまして、戸井町町会連合会の砂子会長でございます。
次に、戸井町社会福祉協議会の館山理事です。
続きまして、恵山町の石田助役です。
続きまして、恵山町議会の斉藤議長です。
続きまして、恵山町議会の依田議員でございます。
次に、えさん漁業協同組合の二木専務理事です。
次に、恵山町商工会の藤原会長でございます。
続きまして、恵山町町内会連合会の斉藤会長です。
続きまして、椴法華村社会福祉協議会の佐々木監事です。
続きまして、椴法華村町内会連合会の佐々木会長です。
続きまして、椴法華漁業協同組合の佐々木代表理事組合長でございます。
続きまして、椴法華村議会の中市議員です。
続きまして、椴法華村議会の田中議長でございます。
続きまして、椴法華村の大津助役でございます。
続きまして、南茅部町町内会連絡協議会の熊谷会長でございます。
次に、南茅部商工会の関根会長でございます。
続きまして、南かやべ漁業協同組合の鎌田代表理事組合長でございます。
南茅部町議会樋口議員でございます。
次に、南茅部町議会の杉林議長でございます。
続きまして、南茅部町の細井助役でございます。

次に、函館青年会議所の星井副理事長でございます。

次に、連合北海道渡島地域協議会の渡部会長でございます。

続きまして、公立はこだて未来大学システム情報科学部の長野教授でございます。

次に、函館市教育委員会の金山教育長でございます。

続きまして、北海道渡島支庁の河合副支庁長でございます。

また、このほかの委員といたしまして、函館商工会議所の泉副会頭並びに渡島教育局の小川次長のお二人におかれましては、本日ご欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本日ご出席いただいておりますが、当協議会の監査委員といたしまして、函館市の横井監査委員と戸井町の宇美監査委員に委嘱してございますので、ご報告申し上げます。

以上、ご紹介いたしました委員の方におかれましては、大変恐縮でございますが、ただいまのご紹介をもちまして、協議会委員の委嘱状交付にかえさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。なお、委嘱状につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより協議に入りたいと存じますが、協議に際しましては、ご発言の際には挙手をいただきましたら、私どもの方でマイクをお渡しいたしますので、その後、お名前を言っていただいた上で、ご発言くださるようお願い申し上げます。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定によりまして、当協議会の会長の井上市長をお願いしたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

井上会長 それでは、早速ただいまから、第1回 函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会を開催いたします。

これより、進行を務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、会議録署名委員の選任についてでございます。協議会の会議録につきましては、後ほど説明をいたします会議運営規程により、会長が指名する委員が署名するとされておりますので、私の方で本日の署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員は函館市議会議長の福島委員をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

なお、本日の会議録につきましては、署名委員の確認をいただいた後、ホームページに掲載をし、公開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。

まず、報告第1号 函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会規約についてお諮りをいたします。事務局から説明をさせます。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 合併協議会事務局長の近江でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号 函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町合併協議会規約について、ご報告を申し上げます。

この規約につきましては、5市町村の議会の議決をいただき、5市町村の首長協議を経まして、昨日9月29日付で告示をさせていただきました。

規約の内容についてご説明をいたしたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

第1条は設置でございますが、本協議会は地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、設置をいたしたところでございます。

第2条につきましては名称でございます。

第3条は担当事務でございます。5市町村の合併に関する協議、それから合併特例法に基づく第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成を主な担当事務としてございます。

第4条は事務所の位置でございます。

第5条の組織でございますが、協議会の構成は会長、副会長、委員をもって組織するとしてございます。

それから、第6条の会長及び副会長につきましては、5市町村の長のうちから会長を選任し、他の首長につきましては副会長となりますということで、ただいま井上市長が会長ということとなっております。

それから、第7条、委員でございますが、2ページをお開き願いたいと思います。

まず、5市町村の助役、それから5市町村の議会の議長、それから3番目でございますが、5市町村の議会の議長が推薦した5市町村の議会の議員、それと5市町村の長が協議して定めた学識経験を有する方をもって充てるということでございます。

なお、委員の定数につきましては会長、副会長を除き37名となっております。

それから、8条につきましては会長、副会長の職務ということでございます。

第9条、会議でございますが、記載のとおりでございます。後ほど議案の第1号の関係で会議運営規程のところ、また説明をさせていただきたいと存じます。

それから、第10条の事務局につきましても記載のとおりでございますが、報告第2号の事務局規程の中でも説明をさせていただきたいと存じます。

それから、第11条の経費の負担につきましては、5市町村の長が協議をいたし、5市町村がそれぞれ負担することとなっており、負担額につきましては、後ほど議案の第4号、予算の項目のところ、改めてご説明をいたしたいと存じます。

第12条の監査でございますが、先ほどご説明いたしました5市町村の監査委員のうちから2名を委嘱することになっておりまして、函館市と戸井町の監査委員さんに委嘱してございます。

3ページに移ります。

第13条の財務に関する事項及び第14条の報酬及び費用弁償についてでございますが、それぞれ規程を定めてございますので、これにつきましても後ほどご説明をいたしたいと存

じます。

第15条は解散の場合の措置、それから16条は補則となっております。

一応、規約につきましては以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま報告1号で、合併協議会の規約についてご報告をいたしました。何かご質問等ございましたら、ご遠慮なくご発言いただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 ありがとうございます。

ご異議がないというふうに受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告第2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会事務局規程についてから、報告第4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、一括してお諮りをいたします。事務局から説明をいたさせます。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 それでは、ご説明をいたしたいと思います。4ページをお開き願います。

まず、報告第2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会事務局規程について、ご説明を申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、この規程は規約第10条で5市町村の長の協議に基づき、会長が定めてございます。

第2条の事務でございますが、協議会の会議に関する事、それから資料の作成に関する事、広報に関する事、協議会の庶務に関する事が主な事務でございます。

第3条の職員でございますが、体制といたしましては、事務局長、事務局次長のほか、5市町村の職員で構成してございます。

第4条の職員の職務以下の規定につきましては、記載のとおりでございますので、説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

次に、報告第3号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会財務規程について、ご説明を申し上げます。7ページをお開き願いたいと思います。

第1条の趣旨でございますが、この規程は規約の第13条に基づき、協議会の財務に関し必要な事項を定めてございます。

第2条の歳入歳出予算でございますが、歳入は5市町村の負担金及びその他の収入で、歳出は協議会の事務に要するすべての経費を対象としてございます。

第2項では毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り承認を得ることとなっておりますが、平成15年度につきましては附則の2で規定のとおり、本日の第1回目にお諮りをし、承認を得ることとなっております。

それから、第3条の予算の補正以下の規定につきましては、記載のとおりでございます。

で、ごらんいただきたいと思います。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

報告の第4号でございます。函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてでございます。

第1条の趣旨でございますが、規約の第14条第2項に基づきまして、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条の報酬でございますが、報酬につきましては日額8,600円としてございます。一部委員の方につきましては支給がないということをご報告をいたしましたが、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

第3条の費用弁償でございますが、協議会の委員等が出張した場合、それぞれの市、町、村の旅費条例を準用し、旅費を支給するものとしてございます。

以上、報告事項2号から4号まで一括ご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、報告2号から4号まで3件につきましてご報告をいたしました。何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特になさらないようでございますので、2号から4号の報告は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、報告第5号 函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町任意合併協議会の協議内容について、これも事務局から説明をいたさせます。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、報告の第5号につきましてご説明をいたします。これにつきましては、先般の任意合併協議会の協議内容についてということで、資料を取りまとめさせていただきます。

任意合併協議会につきましては、本年の7月15日に5市町村の首長、それから議会議長を委員として設置をいたしまして7月の31日、8月の27日までの3回にわたり、合併の方式などの基本的な事項、将来のまちづくりに関する事項、合併後の住民サービス・住民負担に影響のある主な事項、それから法定合併協議会の設置に関する事項につきまして協議を行い、法定合併協議会で提案する調整方針案につきまして確認がなされたところでございます。

それでは、その内容につきましてご説明をいたします。資料につきましては11ページからになってございます。一応20項目で、任意協議会の中での協議がなされた内容についてご説明をしたいと思います。

まず、第1号、合併の方式でございますが、これにつきましては編入合併とするということで協議の確認がなされてございます。

第2号、合併の期日でございますが、平成16年12月1日を目指すということで確認がなされてございます。

それから、第3号、市の名称でございますが、函館市とするということで確認がなされてございます。

第4号、事務所の位置でございますが、現函館市役所の位置とするということで確認がなされてございます。

第5号の財産の取り扱いにつきましては、4町村の財産はすべて函館市に引き継ぐということで確認がなされてございます。

第6号、地域審議会につきましては、4町村に地域審議会を設置し、合併までに組織、運営に関し必要な事項を定めるということで確認がなされております。

それから、第7号、議会の議員の定数及び任期、こちらにつきましては、確認内容白紙となっておりますが、こちらにつきましては調整方針案の中では、確認に至らなかったということで、今後さらに検討を加えた中で、法定協議会の中に提案をしてみたいということで、現時点ではこちらの方は確認内容を省略をさせていただきます。

それから、第8号、特別職の身分の取り扱いにつきましては、4町村の常勤の特別職、教育長の身分の取り扱いは5市町村の長が別に協議し定めるということで、任意協議会の中では確認がなされてございます。

第9号、一般職の職員の身分の取り扱いにつきましては、4町村の職員は函館市の職員として引き継ぐ。任免、給与等の取り扱いは公正に取り扱い、細目は5市町村の長が別に協議し定めるということで、確認がなされてございます。

それから、第10号、行政組織機構の取り扱いでございますが、4町村の役場を支所とし、その組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮するというので、確認がなされてございます。

12ページの方をお開き願いたいと思います。

第11号、地方税の取り扱いでございます。合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし、戸井町、榎法華村、南茅部町の入湯税は5カ年度は不均一課税とするということで、確認がなされてございます。

それから、第12号、一部事務組合等の取り扱いでございます。恵山地区衛生処理組合は合併の前日で解散し、函館市に引き継ぎ、茅部地区衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島東部消防事務組合は脱退する方向で関係町村と調整を図るということで、確認がなされてございます。

それから、13号、福祉事業の取り扱いでございますが、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合、再編などの調整を行い、福祉事業の充実に努めるものとするということで、確認がなされてございます。

それから、第14号、病院事業の取り扱いでございますが、恵山町立国保病院、南茅部町立国保病院、戸井町立歯科診療所、榎法華村立診療所は函館市に引き継ぐものとし、早期に

経営形態の見直しを図るということで、確認がなされてございます。

第15号、国民健康保険事業の取り扱いでございますが、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし、南茅部町は5カ年度で段階的に調整し統一をするということで、確認がなされてございます。

それから、第16号、介護保険事業の取り扱いでございますが、こちらにつきましては合併年度と平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一をするということで、確認がなされてございます。

第17号、保育事業の取り扱いでございますが、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。ただし、恵山町、椴法華村は5カ年度で段階的に調整し統一をするということで、確認がなされてございます。

第18号、水道事業の取り扱いでございますが、函館市の水道料金に統一する。ただし、一般家庭用以外の水道料金は合併年度及び平成17年度から5カ年度は不均一とするということで、確認がなされてございます。

それから、第19号、環境衛生事業の取り扱いにつきましては、函館市の制度に統一をするということで、確認がなされてございます。

それから、第20号、5市町村の合併建設計画、こちらの方も白紙になってございますが、これにつきましては、基本計画あるいは財政計画が見えてきた時点で、改めて協議をするということで、任意協議会の中では具体的な協議に至らなかったということで、確認の内容につきましては白紙とさせていただいたところでございます。

以上、任意合併協議会における協議事項につきまして、ご報告を申しました。よろしくお願いたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、報告第5号についてご報告をいたしました。何かご質問等がございましたら、ご発言願います。

これもよろしゅうございますね。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項については1から5まで、このとおり報告どおりご了承いただきたいと思っております。

井上会長 それでは、今度は別冊になりますが、協議事項に入りたいと思っております。

まず、議案第1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議運営規程についてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、議案第1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議運営規程について、ご説明を申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、本規程は規約第9条第6項の規定に基づきまして、協議会の会議の運営に必要な事項を定めるものでございます。

第2条の基本方針でございますが、協議会の会議は公開としてございます。

第2項で会議の運営に際しましては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとしてございます。

第3条につきましては会長等の責務、第4条につきましては会議の開閉等の規定を定めてございます。

第5条につきましては表決でございますが、会議の議事は全会一致をもって決することとし、意見が分かれた場合は、出席している副会長及び委員の3分の2の賛成をもって決することとしてございます。

それから、第6条の傍聴でございますが、会議は傍聴することができるとしてございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第7条、第8条につきましては傍聴人、傍聴席の区分を定め、第9条で傍聴の手続を定めているものでございます。

また、第10条の傍聴人の制限につきましても、議長が必要があると認めるときにつきましては、傍聴人の数を制限するものであります。

それから、11条、12条でございますが、傍聴に入ることができない者、あるいは傍聴人が守るべき事項につきまして定めたものでございます。

13条、14条につきましては省略をさせていただきます。

15条の会議録でございますが、会議録の作成の際の内容につきまして定めるものでございます。また第2項で会議録には議長と議長が指定する出席委員1名が署名することとしてございます。

第16条では、会議録の公開でございますが、会議録及び会議に提出された文書は公開とし、第2項では会議録が確定後、公開することとしてございます。

それから、第17条ではこの規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定めるものとしてございます。

附則で、本日の協議会におきまして承認が得られましたら、本日から施行してまいりたいと考えてございます。

議案第1号につきましては、以上のとおりでございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま協議事項、議案第1号についてご説明をいたしました。何かご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

山鼻委員。

山鼻委員 今までのご説明は行政組織機構の中の取り決めの細部にわたって理解をいたしました。

ただ、私は民間レベルでのボランティアの代表としてここに参画した以上は、では、民間

のボランティア各種団体はどのように合併を進めていったらいいものか、恐らく良心に基づいて常識上、これは任意にやりなさいということになると思いますけれども、かつて、函館市は亀田市との合併でこういうことがございました。

行政はすばっと合併して以来30年、つつがなく発展を続けて今日に至っておりますが、民間レベルで老人クラブ連合会が30年間のロスがございました。意見の合わないことが、これはエゴというか、愛郷心というか、何となくもらい子されたような、そんな感情がもとであつたらしい。以来行政は一本化しましたが、そういう民間でのボランティア団体の組織は一本化できなくて30年、このたびようやく周辺のご理解、ご協力をいただきまして、一本化されたという現実がございます。

その辺、今民意というのは非常に言論の自由でございますけれども、はつらつとしておりますので、なかなかそこら辺もひとつこれから行政のご指導、ご支援のほどをよろしくしなければ、そういう二の舞を踏むことがあるのではないかというふうな危惧をいたしておりますので、どうぞその辺も何かの形で明記していただきたいなと、こう願ってやみません。

以上でございます。

井上会長 貴重なご意見ありがとうございます。

今の総括的なお話ですが、これ実際になると相当な数の各種団体等々が出てまいりまして、同じような問題にぶつかると思います。これはまた別にご相談することになりますので、しかと受けとめさせていただいておきます。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 ないようでございますので、それでは協議事項、議案の第1号を原案のとおり決定することによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、本件は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会協議項目についてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、議案第2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会協議項目について、ご説明を申し上げます。

協議会では、合併に関するさまざまな事項を協議していただくものでございますが、その中で35項目の協議事項を設定をいたしました。5ページをお開き願いたいと思います。

第1号の合併の方式から第5号、財産の取り扱いまでは基本的な協議事項という位置づけをさせていただいております。

第6号の地域審議会から第9号、地方税の取り扱い、それから一番最後の第35号、市町村建設計画、これにつきましては合併特例法に規定がなされている事項でございます。なお、

この35号の市町村建設計画は、合併後の新市のまちづくりのビジョンとして策定するものでございます。

また、10号からはその他必要な協議事項ということで、特に住民生活にかかわる各種使用料・手数料、あるいは保健・医療・福祉の各種事務事業を設定をさせていただいております。

ただいまご説明いたしました、任意協議会では20項目ですが、法定協議会の中ではさらに15項目を増やしまして全部で35項目、基本的な事項、それから事務事業の一元化にかかわる事項、そして新市の建設計画にかかわる事項ということで、この合併協議会にかかわる事務事業の数につきましては、およそ900項目程度でございます。

この項目の中では、おおむね各分野の業務にかかわるものを体系的に取り上げをさせていただきましたので、この35項目の中で現在事務事業の進めている項目はほぼ網羅されるのかなというふうに考えてございますので、細部につきましてはまたこの各協議項目の中に、いろいろとして事例は細かいものが出てくるというふうに考えてございますが、大きなくくりといたしましては、合併協議会の協議事項としては35号までということで、提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの議案、何かご質問・ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、原案のとおり決定することによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございました。

それでは、本件は原案のとおり決定をされました。

次は、議案第3号 平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、議案第3号 平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて、ご説明を申し上げたいと思います。6ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番目の合併建設計画の作成についてでございます。本日第1回目ということで、この後将来構想を提案をさせていただきます。第2回目以降につきましては、将来構想の素案の協議を続けまして、12月くらいには素案の決定、それから基本計画の素案もあわせて決定をしたい。あわせまして財政シミュレーションは次回お示しをした中で、12月までには財政計画という形の中で素案を提示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、12月の一番上にはアンケート結果ということで、アンケートにつきましては11月の初旬に実施をいたしまして、集計後の形をこの建設計画の中に盛り込みたいということで、12月にアンケート結果ということで矢印をさせていただいてございます。

財政のシミュレーションにつきましては、函館市の住民説明会が10月から予定をしておりますが、若干この2回目の協議会とこのシミュレーションの部分では前後するかと思いますが、住民説明会の方でもこの財政のシミュレーションは提示をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、平成16年の1月、第5回におきましては、全体の素案、この建設計画というのは、将来構想と基本計画と財政計画という3本が一つになったものが建設計画というものでございまして、1月には素案の作成、それでその時点で北海道との事前協議がございまして、それを終えた後には2月には原案の作成、さらに北海道との正式協議を踏まえて、3月までに建設計画を完成をしたいというふうに考えてございます。

それから、2番目の合併協定項目の協議決定につきまして、次回10月から今度は第1次の具体的な協議項目10項目程度をお示しをして提案をし、協議を進めていただきたいというふうに考えてございます。1回目の提案につきましては、次回の協議会の中で協議をし、決定をしていただくという形で考えてございます。都合同じような作業を3回に分けて、それぞれ10項目、10項目、10項目提案をし、次回で協議、決定をしていただくという形で考えてございます。

第5回では残りの5項目程度を協議をしていただく、そして次の協議会の中で協議・決定をしていただくというふうに考えてございますが、なかなか協議項目膨大な部分もございしますので、こちら辺は協議の進みぐあいによっては、多少日程がずれるのかなという部分も考えてございます。最終的には、3月までにこの協議項目につきましても取りまとめをし、合併の協定書を完成するという形を事務局としてはスケジュールの中で考えてございます。

それから、4番目の広報・広聴活動でございますが、ただいま市長からもご説明がありましたホームページを開設をいたしたいと思っております。このホームページには書き込みもできるような形を考えてございます。

それから、第2回目からは実質的な協議項目が出てまいりますので、法定協議会の協議を終えたものにつきましては、直ちに協議会だよりということで、これは毎回発行をしていきたいというふうに考えてございます。協議会が終わり次第、その内容につきましては協議会だよりということで、これは5市町村の全戸配布ということで考えてございます。

そのほかに、建設計画のダイジェスト版、住民説明会に入っておりますので、概要のわかるダイジェスト版を10月中に作成をいたしまして、住民説明会用にこれを使用していきたいと。

あわせて、アンケート調査につきましても実施をしていきたい。このアンケート調査につきましては、先ほど言いました12月の建設計画の中で反映をさせたいというふうに考えてございます。

一応、今のスケジュールでは毎月1回程度で、7回で来年の3月ぐらいまでで一通りの協議を終えたいというふうに考えてございますが、これはあくまでも協議が順調に進んだ場合ということの想定でのスケジュールでございます。

その後につきましては、協定書に調印がなされまして、各市町村議会に合併についての提案を行い、議決が得られれば改めて北海道知事への申請を行い、北海道知事の決定処分の後、最終的には総務省、国に申請をいたしまして、総務省の告示をもって合併の効力が発生するという形で考えてございます。

この手続につきましては、来年の4月以降という形になるかと思いますが、平成15年度の3月までのおおむねのスケジュールにつきましては、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま議案第3号、スケジュールについてご説明をいたしました。何かご質問・ご意見がございましたらご発言願います。

はい、福島委員。

福島委員 福島でございますけれども、今のご提案の協議項目の決定という欄のことでございますけれども、それぞれ協議を前の会議で提案をして、次の会議で決定をするという運びのようですけれども、それぞれ時間差はありますから、それぞれ持ち帰って協議をして、さらに団体で確認してこられる方が多いかと思っておりますけれども、必ずしも前段ですべて確認をできないのではないかとと思われるものですから、あくまでもその場、その場の仮決定という形をとっていただいて、最終的にすべて決定という運びにしたらどうかと思うものですから、ちょっと意見として申し上げておきたいなというふうに思ったんです。

井上会長 はい、ありがとうございます。

はい、事務局。

近江事務局長 福島委員からのご指摘でございます。

私ども、10項目の提案につきましては、ある程度調整方針案が固まったものからということで、順位は特につけてございません。できればこれは財政のシミュレーションを作成する中で、ある程度協議項目が決まりますと、その影響額の試算というのが可能になりますので、早目早目に決めていただいた方が、最終的な財政計画の精度が高まってくるのかなという部分もございまして、ただ協議の中では当然持ち越しといいますが、継続でなされるものもあろうかと思うのですが、事務局といたしましては、前回に提案して次回でもし決めていただければ、そういう形をとっていただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

井上会長 よろしいですか、福島委員。

福島委員 はい。

井上会長 それでは、どなたか他にご発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 それでは、ないようでございますので、ただいまの議案第3号、スケジュールについて、原案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございました。

事務局からも話がありました、これもがしつとではなくて、多少の動きは出る可能性もあるというふうにお含みをいただきたいと思います。

それでは、次に議案第4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算について、お諮りをいたします。

事務局、説明をお願いします。

近江事務局長 それでは、議案第4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算につきまして、ご説明を申し上げます。7ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,350万6,000円と定めてございます。

歳入についてご説明をいたします。8ページをお開き願いたいと思います。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目とも負担金3,350万円は本協議会の管理運営に要する負担金として、函館市から1,259万2,000円、戸井町から521万8,000円、恵山町から523万6,000円、椴法華村から517万2,000円、南茅部町から528万2,000円を負担していただくものでございます。

次に2款道支出金、1項1目とも道補助金1,000万円は本協議会の管理運営に要する費用のうち、広報公聴に要する費用の一部につきまして、北海道からの補助金を見込んでおります。

次に3款諸収入、1項1目とも預金利子1,000円は歳計現金の預金にかかわる普通預金利子でございます。

2項1目とも雑入5,000円につきましては、協議会事務局臨時職員の雇用保険料本人負担分でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。9ページをお開き願います。

1款1項とも運営費、1目会議費536万6,000円につきましては、委員報酬、会議資料等の作成、会場使用料等に関する経費でございます。

次に2目事務局費の349万8,000円につきましては、協議会事務局臨時職員の賃金、それから国、道との協議のための旅費、協議会事務局の光熱水費や事務機器の使用料等でございます。

2款事業費、1項1目とも事業推進費3,454万2,000円は事務調査旅費、アンケート調査、ホームページ開設・運用、それから協議会だより作成、さらには建設計画の広報資料作成、それと電算システムの調査などに係る委託経費等でございます。

3款1項1目とも予備費10万円は予備費として計上してございます。

以上、議案第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま議案第4号についてご説明をいたしました、何かご質問・ご意見ございましたらご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第5号 5市町村建設計画基本方針についてお諮りをいたします。事務局から説明をさせます。

はい、事務局。

近江事務局長 それでは、議案第5号 5市町村建設計画基本方針案につきましては、事務局次長の梅田の方から説明をさせていただきたいと存じます。

梅田次長 事務局次長の梅田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第5号 5市町村建設計画基本方針について、ご説明させていただきます。表紙をおめくりいただきたいと存じます。

11ページの部分でございますが、「はじめに」の部分でございます。これにつきましては国、道の流れ、そういったことを見据えて、現在合併についてのいろいろな検討が行われてございまして、その中の一つとして本計画書、一応策定に向けてただいま協議を進めるということになってございますが、一番下の丸でございます。本計画書は、5市町村が合併したときに、それぞれの魅力や資源を活かし、住民福祉の向上と地域の振興発展を目指すための指針としてまとめたものでございまして、今後、合併協議会や住民等の議論・意見を踏まえまして、合併の合意が得られた場合に最終成案としていくと、このように記載させていただいております。

次に、12ページ、13ページにつきましては目次でございます。14ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに序論の部分でございますが、1点目、計画の趣旨を記載させていただいております。本計画書はそれぞれ5市町村、函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町、それぞれの5市町村総合計画をもってございまして、合併後の新たなまちづくりの基本方針を定めると、それが計画の趣旨でございます。合併後の5市町村の速やかな一体化を推進し、住民福祉の向上と地域特性に応じた新興発展を図ろうとするものでございます。

2番目に計画の期間を記載してございます。本計画の期間といたしましては、平成17年度から26年度までの10カ年としてございます。

また、計画の構成につきましては、基本方針、基本計画及び財政計画、この三つのものが大きな柱になってございます。

次に15ページをお開きいただきたいと存じます。

5市町村の歩みといたしまして、それぞれの地域の大きなできごと、そういった部分を15ページで記載させていただいております。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

位置、地勢として記載させていただいております、道南地域の中で渡島東部に5市町村が位置するわけでございます。こういった部分で、東経140度42分から141度12分まで、北緯につきましては41度42分から42度02分にほぼ位置すると。東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれていると、総面積につきましては677.66平方キロメートルという形になってございます。

次に17ページをお開きいただきたいと存じます。

地目別面積でございますが、5市町村の特徴につきましては、表をごらんいただきますと一番左の区分でございますが、田、畑、宅地、山林、その他、総面積としてでございます。右端にそれぞれの合計数字を記載してございまして、山林が404.87平方キロメートルございまして、これは5市町村の合併後の面積おおむね670平方キロメートルほどでございますが、このうち約60%を占めると。なおかつ4町村、戸井町さん、恵山町さん、椴法華村さん、南茅部町さんにつきましては田地を有していないと、こういった特徴が伺われるかと存じます。

次に4番目といたしまして、人口、世帯数を記載してございます。下の方の表をごらんいただくとおわかりいただけるかと存じますが、申しわけございません、これは「平成」は「昭和60年」の記載誤りでございますので、その部分は訂正方お願いしたいと存じます。

昭和60年から平成15年8月末につきましては、住民基本台帳上の数字でございますが、それ以外の年につきましては、国勢調査の数字をもってしてございます。

昭和60年の部分でまいりますと、人口が34万2,540人ございましたが、平成15年8月末の時点では30万2,021人という形になってございまして、それぞれの年の国勢調査に基づきます高齢化率を下の方のグラフにあらわしてございます。平成12年が黒く塗りつぶした棒グラフになってございますが、12年の時点では函館市が19.9%、戸井町さんが25.7%、それと恵山町さんが26.6%、椴法華村さんが25.6%、南茅部町さんが24.8%、こういったことで5市町村合わせますと、高齢化率20.3%と、こういった数字になってございます。

次に18ページをごらんいただきたいと存じますが、産業構造の部分でございます。産業構造は函館市の部分で見ますと、3次産業が70%を超えて高いと。1次産業については1.6%と低いと。そのほかの戸井町さん、恵山町さん、椴法華村さんにつきましては、1次産業と3次産業の割合がほぼ30%台で、南茅部町さんにつきましては、1次産業が50%を超えて高い、一方3次産業は20%台であると、こういったことが伺い知れます。

また、1次産業の5市町村全体では一番下の合計欄の数字でございますが4.4%でございますが、これを漁業で見ますと、漁獲高が合計で約232億円、この漁獲高につきましては全道2位ということで、根室に次いで2番目の位置どりになると。こういった部分は全国

的にも屈指の水揚げ高になるものというふうに、かように存じております。

そういった部分で、5市町村の水産関係の資料を下の方にそれぞれ記載してございます。その中には水揚げ金額上位5魚種、あるいはそれぞれ主要魚種がどういった漁獲量、あるいは高であるかということを表記してございます。

次に19ページをごらんいただきたいと存じます。

そこには5市町村における就業・通学の状況ということで記載してございますが、この表の見方につきましては、上の(1)従業地別の就業状況で申し上げますと、函館市にゴシックでもって12万9,836人というふうな形で記載してございます。下の方に括弧書きで12万920人ということでございますが、これは函館市に定住をしている就業者が12万9,836人いると。このうち市内で就業している方が括弧書きの数字でございまして、その差引き9,000人ほどが他の地域に行き働かれていますと、そういった部分を一応4町村との関連の中で図式化してございます。

ですから、例えば函館市から恵山町さんへは136人働きに行きまして、戸井町さんには141人の方が、函館から戸井町さんに働きに行かれています。南茅部町さんには函館市から183人の方が行かれています。そういったグラフのつくりになってございます。逆にそれぞれの町村部において、函館に来られている方、あるいはほかの3町村、そういった中で動かれている方ということで表記してございまして、南茅部町さんですと函館には108人の方が働きに来られています。こういった図示になってございます。そういったことで、下の(2)の部分が通学地別の通学状況ということで表記させていただいてございます。

次に20ページをごらんいただきたいと存じます。

こういった地域の状況、こういった中でもって合併の必要性ということで、そこに記載させていただいてございます。

近年全国の多くの自治体と同様に、5市町村においても地方交付税の減額ですとか、長引く景気低迷での税収の減少、そういった財政的に厳しい状況があると。また少子化による人口減少とともに、高齢化が急速に進行していると、こういった中でも本格的な地方分権の時代を迎えまして、自己決定・自己責任の観点から、行政の政策立案能力を向上させ、その体制を強化していくことが求められている。そういったことを5項目の視点でそれぞれ記載させていただいてございます。

1点目が行財政基盤の強化と住民サービスの維持・向上、二つ目が少子・高齢社会への対応、三つ目が地方分権に対応した行政体制の確立、四つ目が日常生活圏の拡大、五つ目といったしまして南北海道の中核都市としての役割といったことで、この5項目をそれぞれ項目説明をさせていただいてございます。

しからは、こういった地域の状況、合併の必要性、そういったことを踏まえて、これから5市町村が新たなまちづくりに取り組むときに、こういった将来図をもって進むのかといったことで、次の21ページをごらんいただきたいと存じますが、そこに将来像として記載させていただいてございます。

メインタイトルとして「豊かな海が未来を拓く ふれあいとやさしさに包まれた世界都市」、サブタイトルといたしまして「海と共生し、歴史をたどり、人と人がふれあう地域づくり」、下の本文を読ませていただきますが、5市町村は、都市機能が集積した函館市と、漁業を主産業とした戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町の4町村とで構成され、その形態やまちの特性は大きく異なるが、いずれも豊かな海を基盤として拓け、発展してきた地域である。

いま、自治体を取り巻く環境が大きく変わろうとしているなかで、豊富な水産資源をはじめ、自然資源に恵まれた4町村と、国際観光都市であり、国際的な水産・海洋の学術・研究拠点都市をめざす函館市が、「海」をキーワードとして、それぞれの特性を活かし、相互に補完しあいながら、一つの自治体として新たな町の魅力と活力を創出するとともに、住民が思いをひとつにして、英知を出し合い、歴史を生かし、人と人とのふれあいを大切にす、新しい地域づくりをめざす、と記載させていただいております。

しからは、この将来像を実現のためにどういった目標を掲げるのかということで、次の22ページをごらんいただきたいと存じます。そこに五つの基本目標を掲げさせていただいております。

一つ目が多様で力強い産業を振興するまちづくり、二つ目が安全で快適な生活環境を充実するまちづくり、3点目がやさしさとぬくもりのあるまちづくり、4点目がいきいきと学び地域文化を育むまちづくり、5点目が連携と交流を支えるまちづくり。ただいま申し上げました将来像実現のためにこの五つの基本目標を展開してまいりたいと。

次に23ページにこういった将来像、あるいは基本目標、基本計画、これらの部分を施策の体系として表記してまいります。

なお、先ほど事務局長の方からもお話ございましたとおり、基本計画につきましては、第2回目の協議会に提示をさせていただきたいと、かように考えてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、本日は建設計画全体のうちの基本方針部分、最初の必要性等から見ますと、全体的には私ども将来構想と言っている部分がございますが、一応、特例法上では基本方針というような形でうたわれてございまして、一応、本協議会におきましては、基本方針ということでお示しさせていただきます。また繰り返しになりますが、2回目の協議会において、基本計画部分と財政シミュレーションをご提示させていただきたいと存じますので、それらを踏まえた中でご協議をいただければと存じます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、議案第5号 5市町村建設計画の基本方針についてご説明をいたしました、何かご質問・ご意見がございましたらご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 今日お示したのはまだほんのドラフトですから、これは2回目以降協議に入りますので、お含みをいただきたいと思います。

今日の段階ではこれでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、建設計画については2回目の協議会で協議をするということにさせていただきます。

日程は以上でございますが、何か総体的にご発言があればお願いしたいと思いますが。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますので、それでは事務局の方で何か。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 それでは、次回の会議の日程につきまして、ご案内を差し上げたいと思います。

第2回目の合併協議会、10月28日火曜日、時間は1時半からを予定してございます。場所につきましては国際ホテルを予定してございます。委員の皆様には改めて文書でご案内を差し上げたいと思いますが、次回につきましては10月28日午後1時30分からということで、ぜひご日程の方を予約入れていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

井上会長 今ご案内申し上げましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日は長時間にわたりまして、ご協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第1回函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会を終了いたします。

大変ありがとうございました。

午後2時43分 閉会

以上、第1回函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会

会長 井上博司

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会

委員 福島恭二

